

〔書 評〕

「現代日本の教育」改革における 「学校参加」の意義と可能性

勝野尚行・酒井博世 編著

『現代日本の教育と学校参加—子どもの権利保障の道を求めて—』
の書評として

近 藤 正 春

1. 本書の性格, 課題設定, 構成

本書は編著者らが中心となって活動を続けてきている東海教育自治研究会(会長:酒井博世)とその下に置かれた教育自治理論検討委員会(委員長:勝野尚行)の共同研究の成果を基礎として編まれたものである。書評子も会員として参加している東海教育自治研究会が発足したのは1989年9月であり、ちょうど今年(1999年)は10周年にあたっている。そのような節目の年に本書が出版されたことは研究会としても意義深いことであり、東海の地に根ざして、教育の現状を憂い、その改革の方途を持続的に探求してきた編著者らの継続的な努力と真摯な姿勢にまず敬意を表しておきたい。

本書の課題設定は「まえがき」に述べられている次のような研究会の課題認識と重なっている。

「現代日本の教育界において……普及・浸透・徹底をみせ、まさに管理主義教育体制と呼ぶほかないような、憂慮すべき政治的・行政的な教育支配の現実……教育委員会と校長・教職員とが、校長・教頭と教職員とが、さらに教職員と子ども・父母・住民とが、全面的な上命下服の『包括的支配権の論理』によって結ばれてしまった……ような学校教育の制度的構造を前にして、……直ちに『教育自

治の実現をめざして』を唱える、その前に、より具体的・現実的な『子ども・父母・住民の学校教育参加権の制度化をめざして』というテーマを掲げ、これを当面の教育運動・教育実践の課題として提起する必要があると考えたからです。」

(本書 ii 頁)

研究会は、このような課題認識をふまえ、学校参加の問題を中心に共同研究をすすめてきているが、本書はそのような研究の中心的なメンバーであった編著者を含む5人の共著としてまとめられている。編者を除く執筆者は勝野充行、樺達雄、早川教示の3氏である。

本書は、「子ども・父母・住民の学校参加権の制度化をめざして」という課題設定に即して3部から構成されている。

第I部は、子どもの「荒れ」という形で顕在化している現代日本の学校「病理」現象とその解決にとっての学校参加制度実現の必然性、不可避性の分析にあてられている。本書の仮説＝主張＝問題提起が明確に示されている箇所といえるであろう。

第II部は、現代日本の学校「病理」の代表的な現象形態である「いじめ」「登校拒否・不登校」「学習疎外」「体罰」の問題の具体的分析にあてられている。本書の主張である学校参加制度の実現の必然性、不可避性を具体的な問題の考察を通して論証しようとした箇所といえるであろう。

第III部は、日本および外国の学校参加に関わる法制度の歴史、理論、実践の分析にあてられている。本書の主張の必然性、正統性を学校参加制度の側面からグローバルに考察しようとした箇所といえるであろう。

以下、本書の主張とその必然性、不可避性、正統性がどのように説得的に考察、論証されているのかを検証することをもって、本書の書評としたい。

2. 子どもの「荒れ」の要因としての競争主義、 管理主義、その克服の方途としての学校参加 制度の不可避性の分析 (第I部)

(1) 子どもの「荒れ」のとらえ方

本書は第I部第1章で基本的なモチーフを提示し、子どもの「荒れ」を子どもの発達要求とそれを抑圧し拒否するように働いている家庭・学校・社会の現実との

矛盾に起因する子どもたちの強度な欲求不満にあるとして次のように述べている。

「私たちは、この『荒れ』という外形的問題行動の内側には、子どもたちの強度な欲求不満——『イライラ』『ムカつき』など——があり、さらにその欲求不満の奥底には、子どもたちの人間的な発達要求——『わかる授業』『納得できる指導』『楽しい学校』等々を求める心——が宿っていると考えなくてはならない。……子どもたちが生活している環境——家庭、学校、社会——がこの人間的な発達要求に少しも応えることができないし、少しも応えようとしないところから、子どもたちの言い分に少しも耳を傾けようとしないところから……子どもたちの内面に強度な欲求不満が生み出され蓄積されて、その結果として、その欲求不満がときに爆発して、つまり自己抑制がきかなくなつて『キレ』て、各種の『荒れ』という問題行動として現れていると考えなくてはならないのであろう。」（4～5頁）

第2、3章は各種新聞や書籍に掲載されている子どもたちの声を紹介しつつ上記問題設定の正統性を論証するとともに、子どもたちを欲求不満に追い込んでいる主因が競争主義と管理主義の教育であることを国連「子どもの権利委員会」改善勧告などをも紹介しつつ論証している。

以上の問題設定とそれを論証する子どもの「荒れ」の要因分析は、学校教育の相において、しかもそのような問題を起こしている当該の学校段階の平面において問題を分析した場合、説得力のある問題把握になっているといえよう。

（2）子どもの「荒れ」の問題に対応して提起されている教育政策批判の方法

第4章はこれらの問題に対応して提起されている最近の教育政策の分析にあてられており、結論的には「最近の教育政策は、これらの競争主義・管理主義の教育を是正する方向ではなく、むしろその反対に、これらの競争主義・管理主義の教育をさらに推進する方向に動いている」（35頁）と批判している。特に児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告書「学校の『抱え込み』から開かれた『連携』へ——問題行動への新たな対応——」の検討には紙数が割かれ、次のように全面的に批判されている。

「言うところの『開かれた《連携》』とは、子どもや父母・住民に向けて開かれた連携のことでなく、つまり『学校参加の制度化』のことでなく、もっぱら警察等に『開かれた《連携》』のことを指していることになる。」（43頁）「つま

り、報告書が求めているものは、学校の警察化であり、警察の学校化であり、まさに両者の一体化なのである。このような一体化によっては、もはや『子どもの発達権の保障』は到底不可能である。子どもたちの問題行動は、予防と防止と抑制の対象でしかないからである。」(51頁、引用文の《》は、原文表記『』を本文表記の関係で変更したものである。)

学校を市民社会に開かれた機関として一貫してとらえ直し、学校が事柄の性質に応じて多様な協力関係を社会的に築いていくことを提起することは、今日的な教育政策として至極当然な課題といえるが、もしそうであるならば、これまで「閉じられた社会」として、たとえば「校則」という形をとった市民的権利の侵害や体罰という名の不法な人権侵害が学校の中で容認されてきた矛盾について、報告書はその是正を求めるべきといえる。しかし、報告書の「問題行動への毅然とした対応」、生徒「指導の強化」という文脈にはそのような課題認識は含まれておらず、逆に「正当防衛」の名による「体罰・暴力」の容認とも受け取れる内容が示されている。このような中で、本書で批判されているような学・警の協力関係だけが一面的に強調され、受容され、具体化されていくとするならば、問題の解決につながらないことは歴史の教訓としても明らかといえよう。

今日の教育政策批判においては、そこでの課題設定の一面性の批判を通して、より全面的な課題設定の中にその課題を組み入れ、位置づけ直すような方法が求められていると書評子は考えており、そのような政策批判の基本的なすじみちを上述したが、本章で展開されている政策批判を是としつつも、その批判の論点を求められる教育政策全体の文脈の中で組み直し、問い直す必要性を提起しておきたい。

(3) 学校参加制度実現の必然性・不可避性＝仮説の設定

第5章は子どもたちの「問題行動」に関わる社会的発言や子どもたち自身の意見を紹介しつつ、次のように学校参加制度の実現の必要性、不可避性という結論＝仮説を提示している。

「問題行動に走る子どもたちの『言い分』——その奥底にある人間の発達の要求——に耳を傾けながら、その『言い分』に応じていくような学校づくりこそが、いよいよ教育の実践・運動にとっての差し迫った課題となってくる。そのような学校づくりこそ、まさに学校教育に向けての子ども・父母・住民・教職員の参加制度づくりにほかならない。」(54頁)

〔書評〕「現代日本の教育」改革における「学校参加」の意義と可能性（近藤）

論拠として紹介されている発言から、ここでは灰谷健次郎の文章の一部を紹介しておきたい。次のように述べられている。

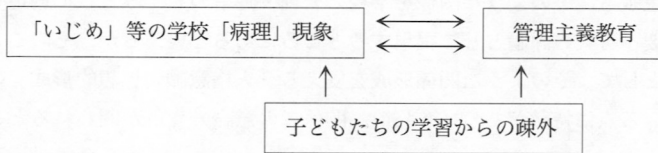
「いま起こっている少年犯罪を見ていると、その子供たちは自分の言いたいことを聞いてくれない、表現できないという不満がきわめて大きい。この社会に子供が自由に発言し、表現できる世界があれば、悲しい事件はかなり防げたのではないのでしょうか。」（58頁，毎日新聞1998.5.28）

紹介されている発言や子どもたちの意見からは、本章で提起されている結論＝仮説の正統性はよく示されているといえるであろう。

3. 現代日本の学校「病理」の分析（第Ⅱ部）： 学校参加制度実現の必然性，不可避性（1）

（1）現代日本の学校と「いじめ」問題（第1章）

書評子のはかねてから「いじめ」等の学校「病理」現象と管理主義教育の根底に子どもたちの学習からの疎外という問題が横たわっていることを主張してきた。下図はその概念図である。



本章においても子どもたちの学習権保障の課題性について言及されているが、補注（76～78頁）においてであり、主要には管理主義教育体制との関わりで論じられている点が特徴的といえる。とりわけ管理主義教育体制を合理化する理論としての特別権力関係論批判に主要な論点が置かれている。

子どもや教職員に包括的支配服従関係を迫り、それを合理化する理論として本章で批判されている特別権力関係論は、次のような論理に基づき学校に適用されている。「学校当局は教育の目的達成のため、必要な範囲内において、法律の個別的な根拠規定なしに、児童・生徒に対し、指示や命令ができるというわけである」（84頁，菱村幸彦『Q&A，生徒指導の法律相談』からの引用）。

問題は ① 学校当局の判断の正統性をいかに確保するかということであり、② 仮

にその学校としての判断が正統性を有していたとした場合にも、異なる判断に基づき別の学校を選択する自由が子どもや父母の側に保障されているかということである。これらの点の保障を欠いた特別権力関係論の学校への適用は、まさに本章が批判するような包括的支配服従関係の理論として機能するものといえよう。

本章で重要な意味づけのもとに紹介されている国連「リアド・ガイドライン」において示されているように、「青少年は、社会において積極的な役割とパートナーシップを認められなければならない、単に社会化と統制の目的物とみなされてはならない」のであり、「学校は、公正な方針や規則を定めるようにしなければならない」のであって、「懲戒規則を含む学則（School Policy）の制定や決定手続きにおいては、生徒の代表が存在しなければならない」のである（91～92頁）。

学校の目的とその目的の達成のために一定の規則を定めることが肯定されるとした場合（その限りにおいて、本章では全面的に批判・否定されている特別権力関係論の一面の合理性は認められるべきであるとしても）、子どもたちが常にその目的の客体として、一方的に統制される存在である必然性はなく、子どもたちが目的的存在として、自らを組織化することが肯定され支持されるべきことをガイドラインは示しているといえよう。

本章の主張も、このような関係を学校の管理・運営のしくみとして創造していくことを必要不可欠の課題として提起するところにあるといえるが、そのことと不可分の課題として、そのような関係形成を支える「人権意識の思想的形成」の課題を提起している点に特徴がある（第4節）。関係者の意識の変革が問われるところといえよう。

（2）登校拒否・不登校と学校改革（第2章）

本章では、登校拒否・不登校の概念を歴史的に整理しつつ、当該児童・生徒への対応について①治療の対象としての登校拒否、②人格発達、自立の通過点としての登校拒否・不登校、③学校改革への契機としての登校拒否、④学校信仰からの解放——人生の一つの選択としての登校拒否の4つのタイプに類型化して示している。

本章では、「今日、最も説得的に語られているのは」第4のタイプであるとして、「学校という価値体系それ自体を相対化してとらえることの必要性」と東京シューレなどの実践に典型的に見られる「学校に代わる子どもの居場所」づくりの実践に

ついて肯定的に評価しつつ、「最終的な解決は、人類が歴史的に子どもの成長の基本的要求にこたえるべく作り出してきた学校のあり方を本当に子どもたちが必要としているものに作り替えるためのみちすじを明らかにすることでなければならない、と考える」として、既存の学校改革の重要性についても言及している。

問題は、既存の学校の位置づけの相対化、学校以外の「学校」（教育施設）選択の自由（もう少し敷衍するならば、「学校選択の自由」）の保障と既存の学校改革との関係をどのようにとらえるかという点であるが、本章ではそこまでは論じられていない。

書評子の私見を述べるならば、特別権力関係論の問題としてすでに述べた第2の点とも関連して、「学校選択の自由」が子どもや父母の側に保障されてはじめて、学校当局ないしは教育行政当局との関係において対等の立場に子どもや父母の側が立つことができるのであって、そのような保障のないところで、子どもや父母が学校のあり方について意見表明し、決定に参加することは不可能であろうということである。現代日本の学校制度は、本書においても縷々分析されているように圧倒的に学校や教育行政当局優位の体制のもとに運営されており、そのような関係を改革する課題として学校参加の制度化を対置することは、理論としては正統性を有するとしても、実践的には、現実の大きな壁につきあたることとなり、理論と実践との乖離という問題を抱えざるをえないことが懸念される。実践的には、本章において肯定的に評価されている実践ともリンクする「学校選択の自由」にプライオリティを置いた課題設定が有効性を有しているように考えられる。あえて本書との争点を提起しておきたい。

(3) 学習指導要領と子どもの苦悩（第3章）

本書において、現代学校の「病理」現象の理解として子どもたちの学習からの疎外という問題が正当に位置づけられ、本章が置かれたことについてまず評価したい。

そのうえで、本章が評価の対象としている教育実践と文部省・中教審・教課審が進めようとしている教育改革の方向とを対比しつつ、文部省サイドの教育方針を否定的に論じている点の説得性について疑問を提起しておきたい。紙数の関係で結論的な部分を2カ所紹介しておきたい。

「文部省も小中高を通じて『国際理解・環境・福祉・情報』などに関する『総合

的な学習の時間』(週2—3時間)を強調してきているが、適応主義的なそれではなく、和光小が示すような『総合学習』が求められるところといえよう。」(153頁)

鈴木正気(『川口港から外港へ』草土文化、1974年)の社会科実践などとの対比で次のように述べられている。「子どもたちが父母住民とも直接顔を合わせ、生きた現実問題と結びつく感性と知性の織りなす人間的交流を介した学習の展開は、今日求められる学習・教育実践の転換を示唆したものとして注目されるものである。文部省の『新学力観』の『関心・意欲・態度』論や『生きる力』論との根本的な違いがわかろう。」(154頁)

書評子には和光小や鈴木などの実践をオーソライズするうえで、今日の文部省の政策展開を意味づけることができるように思われるのであるが、筆者は両者を対立的に評価し、文部省の政策批判の具体的実践例として紹介している。和光小などの実践と文部省・新学習指導要領「総合学習の時間」という関係が制度的に成り立つならば、「総合学習の時間」の具体的実践例という形で和光小などの実践を評価するという方法も可能といえるが、筆者の批判はそのような可能性に道を開いているとは思われない。学校や教師の置かれている現実の諸関係の中で、筆者の評価するような実践がどのようにして広範な関係者に受容され、創造されていくのか、このような政策批判の方法からは書評子にはその展望が見えないといわざるをえない。

(4) 子どもの人権と体罰(第4章)

本章では「体罰」の反教育性について3点に整理して論じられており説得的といえる。

① 「体罰」の反民主主義性

『「体罰」と、裁判によって判決をうけた『罪に対して科された罰』とは大きな違いがある。第一に『「体罰」には……適正手続きの保障はない。第二にはほとんどの場合意見表明の機会がなく、釈明を認められず教師の独断で判決が下る。第三に予告性がなくその場で罰の執行がなされる。第四に冤罪でも救済措置はない。第五に公開されないし、比例原則もなく公平さを欠く。』(165頁)

② 体罰による子どもの人権侵害と教師の人間性の喪失

「体罰による人権侵害が、子どもの発達を阻害し、人格を破壊していく例がいくつもある」と筆者は身近で起きた事件を例に挙げて述べている。

③ 体罰は「現代学校の諸問題」の病根

「若い教師が『体罰反対』を大きな声で主張すれば、それは現在の教育界では主流から外れることを意味する。このように体罰を支える強固な地盤が教育界にある」（169頁）「教育界そして学校に体罰体質を容認するどころか、それをもって『指導』を貫徹していく基盤が強固に存在することは、『現代学校の諸問題』の病根がそこにあるといわれる所以である」（170頁）と筆者は述べている。

「体罰」をなくするための方途としては子ども・父母と教師の人権意識の高揚が課題として提起されているとともに、それに加えて「懲戒」についての適正手続き制度の確立と「体罰」による人権侵害の救済制度として、子ども・父母・住民・教職員の4者による「子どもの人権委員会」の設置が提起されており、前述した第1章の問題提起と重なり、それぞれが相互規定的な関係にある点が実践的には難しい問題といえるが、いずれも重要な指摘といえよう。

4. 日本および外国における学校参加法制の分析（第III部）：

学校参加制度実現の必然性、不可避性（2）

(1) 教育基本法制と学校教育参加（第1章）

本章では、教育基本法第10条第1項「教育は……国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」（傍点、書評子）という条文の特に「直接に」という文言の含意と関わって、教育基本法の立法者意思をふまえた歴史的な法解釈学的視座から次のように学校参加制度の正統性が主張されている。「戦後教育改革の所産としての教育基本法制は、たとえ子ども・父母・住民の学校教育参加の権利の制度的・組織的な保障を提起するものだとまでは言えないにしても、この学校教育参加を大いに提唱する教育法制だと言うことはできるのである」（192頁）。

問題は、「学校教育参加論の研究課題」（第4節）においても指摘されているが、教育基本法制において否定されていない学校参加制度をいかに現実の制度として実現していくかという実践的問題である。またそれに関連して、教育基本法制定後50年余の歴史の中で、なぜ日本において学校参加制度が切実な課題として国民的な支持を得るまでに成熟した課題となりえなかったのかが問われるべきであろう。課題として提起しておきたい。

(2) 日本における参加論の系譜 (第2章)

学校参加制度がすぐれて実践の課題であるとするれば、理論はそのような実践をどのように方向づけてきたのか、本章はそのような視座から検討すべき貴重な論点が歴史的に整理されている。

とりわけ、学校参加主体の拡大(教師→父母、住民→子ども)とそれぞれの主体相互の権限や責任、さらには相互の関係について日本の参加論がかなりの蓄積を有していることが明らかにされており、実践的な課題に理論としても対応しうる条件のあることが示唆されているといえよう。

(3) イギリスおよびアメリカにおける

子ども・父母・住民・教職員の学校参加 (第3章)

イギリスの学校理事会制度、LMS (Local Management of Schools) 制度についての紹介・検討とアメリカの SBM (School-Based Management) 制度についての紹介・検討がされており、刺激的で、日本の学校参加制度の検討に際しても大いに参考にすべき論点が提示されている。

イギリスの学校理事会は1988年教育法によって導入されたLMS制度により、地方教育当局の学校経営権限が大幅に委譲されることになったとされているが、このような学校理事会という制度によってイギリスの父母参加等の学校参加制度が担保されているといえる。

アメリカのSBMも、父母の参加(中等教育段階の学校では生徒参加が認められている場合もある)を制度化した「学校単位の経営」といわれている分権的な学校経営の制度である。

本章においても明らかにされているように、イギリスの場合もアメリカの場合も、学校の管理(経営)権を学校自体に大幅に分権化し付与することと結びつけて父母参加を含めた学校参加制度が制度化されている点に注目しておきたい。日本の場合、教育委員会の学校管理権を前提として父母等の学校参加の制度化を論ずる場合が支配的であり、教育委員会の正統性が市民権を失うような状況は理論的にも実際的にも未だに生じていない。本章で考察されているようにイギリスやアメリカでドラステックともいえる改革が実行されている一方で、深刻な矛盾を深めている日本の学校制度のもとで、その制度的基盤ともなっている教育委員会制度の正統性が本格的に批判されないまま、あたかも教育委員会制度と共存しうるかのごとき改

革課題の提示に止まっているのはなぜであろうか。本章を含め本書においてもこのような理論的、実践的問題は解明されていないといえる。書評子自身の課題としても自覚しつつ、問題として提起しておきたい。

(4) 現代ドイツの合議制学校経営（第4章）

上述した問題提起は、本章で検討されている現代ドイツの合議制学校経営との関係においても痛感されるところといえる。

その点に関連して、本章で引用されているドイツ教育審議会・教育委員会の1973年勧告の次の指摘が重要な問題を提起していると考えられるので再引用しておきたい。

「各組織の自律性の強化がなければ、参加は複雑で権限がないために、ただ形式的になされる学校内部の意思形成を生み出すであろう。参加がなければ、自律性が強化されても、学校の内部構造を管理的な命令関係へ近づけるだけになってしまう。」(258頁)

私見を述べるならば、第16期中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」(1998.9.21)によって方向づけられようとしている教育行政の現段階は、この「勧告」が指摘している問題をようやく実践的な課題として日本の関係者にも迫るものとなるのではないかということである。その意味では、実践にとっても理論にとっても、歴史的な画期となるような試練の時を迎えようとしているといえるかもしれない。

(5) 日本における教育参加・住民自治の事例（第5章）

本章では、川崎市の「地域教育会議」の事例が主に紹介・検討されている。内容の紹介は省略して、問題を2点提起しておきたい。ひとつは「地域教育会議」の学校参加制度としての内実である。この点は弱いのではないかとするのが本章を通して受けた印象である。もうひとつは、教育委員会を含めた既存の組織の責任や権限について、その再配分等組織の再編、改革をとまなう取り組みであるかどうかという点である。この点もほとんど変更がないのではないかとするのが率直な印象である。

川崎市の事例が日本における教育参加・住民自治のひとつの先進的な事例であることについて、本章の筆者と書評子との間に評価のうえで大きな相違はないといえ

るが、その事例においてさえ、本書で提起されている学校参加制度の課題や欧米の実例からするならば、相当の距離があることは筆者も認識されているところといえよう。

日本における学校参加制度の実現の困難性を逆説的に示している事例であるということもできよう。

まとめにかえて

現代日本の学校教育改革における学校参加制度については、編著者とともに書評子もその課題の重要性を認識しており、最初に述べたように書評という形式で、本書においてそのような制度の実現の必然性、不可避性がいかに論証されているか、深く検証し、課題をあらためて確認したいと考えた。

すでに行論において述べてきたように、現代日本の学校「病理」現象の解決のためには学校参加制度の実現が不可避であること、欧米各国の学校制度改革の歴史的動向、日本における学校参加の理論的系譜・実践的蓄積等からも、学校参加制度の実現は必然的な方向であること等は、本書が明らかにしている重要な成果といえる。

そのうえで、問題はなぜ日本において学校参加制度の実現が実践的には困難であるかという点（換言するならば、学校参加制度の実現可能性およびその方途）の解明であるが、その点は本書において必ずしも意識的には分析・検討されているとはいえない。書評子としては、その点について、本書の内容に即して意識的に問題を提起し、論点・争点を明らかにすることに留意してきた。

本書評が東海教育自治研究会等における学校参加に関する理論的検討をさらに促すひとつの契機となり、その理論の一層の深化・発展がはかられていったとしたら幸いである。

本書を多くの方が読まれ、学校参加の実践と研究の輪が大きく拡大していくことを期待するものである。

（法律文化社刊、1999年5月、A5判、303頁）